

三国（韓・中・日）における 「国王」・「皇帝」・「天皇」表記比較*

権 静**

目 次

- 1 はじめに
 - 2 日本の天皇号
 - 3 韓半島の国王号
 - 4 おわりに
-
-

1 はじめに

国の象徴であり、権力の頂点に位置する国のあるじをどう称すべきなのか。その称号に関して、現在私たちが目にすることのできる最古の文字資料は金石文である。ここではその尊号に対する三国の例を比較することによって、各々どのような特徴を有するのかを検討していきたい。

古代の韓半島と日本が文字を持たず、中国の文字を導入することによって自国の思想を表したことから、「国王」の表記やはり中国からの影響抜きでは語られない。

中国ではじめて「皇帝」との表記を用いたのは秦始皇帝（前221年）のときであった。これは春秋・戦国時代の割拠体制から天下統一を成し遂げた君主に対する称号であるだけに、それまで用いられた「王」号よりも一段優位にあることは、形式的にも内容的にも認められるところである。『尚書』「帝者天号、皇者煌煌也」と

* 본 논문은 배재대의 2006년 연구비수혜 논문임.

** 培材大学 日本語教育 専任.

とくだん

『独断』 「至尊之称、皇者煌也。盛徳煌煌 無所不照也。帝者諦也 能行天道 事天審諦 故称皇帝」から、その語源は煌煌と輝く盛徳をもって天道を明らかにすることを表す尊号であることが分かる。

日本では5世紀後半（471年）の刀剣銘に「獲加多支鹵大王（雄略天皇）」との表記が見え、478年に同王が中国皇帝に対する忠誠を示した上表文をおくっているように、当時は中国の尊号であった「皇帝」号と自国の王に対する「大王」号を明確に区別していた。しかし、その上表文を最後に日本は中国と長い、国交断絶期に入り、中国ではなく自国を中心とする世界像を模索することになる。それは百二十余年後（606年）に再び中国と国交を開始した推古天皇が「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す」という国書を送り、煬帝の不興をかったことから窺い得る。このように日本の王をめぐる尊号は常に中国を意識したものであった。

それでは、三国の王の尊号が実際どのように用いられたのか、金石文の検討を通じて明らかにしていきたい。

2 日本の天皇号

日本では、5世紀後半までは「大王」号を用い、百二十余年の国交中断期を経た推古朝（592-628）つまり七世紀初からは「天皇」号が用いられたと考えられてきた。推古紀十六年条（607年）の「東天皇敬白西皇帝」がその根拠とされてきたが、最近では、中国で唐高宗上元元年（674年）にはじめて天皇との称号が用いられたこと、国家体制を整備し国家の統一性・永遠性を説く憲法十七条に天皇との文字が見えないことから、天皇号使用は浄御原令が完成した持統天皇在位の7世紀後半に位置づけられている。これに対して推古朝使用を主張している側は、「天皇」との文字が刻まれている造像銘を反論の根拠としている。以下、その造像銘を検討していく。

資料名 ¹⁾	日本上代の文章と表記 ²⁾	日本金石図録 ³⁾	飛鳥白鳳の在銘金堂仏 ⁴⁾	国語学大辞典 ⁵⁾	古代朝鮮日本金石文資料集成 ⁶⁾	神野志年表 ⁷⁾
-------------------	--------------------------	----------------------	--------------------------	----------------------	-----------------------------	---------------------

①旧法隆寺金堂 釈迦像光背銘	654 白雉 5	654 白雉 5	594 推古2 一説654	654 白雉 5	594推古2 一説534 654	654 白雉 5
②元興寺 露伴銘	596 推古4	596 推古4	596 推古4	596 推古4	596 推古4	
③道後湯岡 碑文	596 推古4	596 推古4	596 推古4	596 推古4	596 推古4	
④憲法十七条	604 推古12			604 推古12		
⑤旧法隆寺如 意輪觀世音 菩薩造像銘	606 ? 推古14	666 天智5	606 推古14 一説666	606 推古14	666 天智5 一説606	666 天智5
⑥法隆寺金堂 薬師仏光背銘	607 ? 推古15	607 推古15	607 推古15	607 推古15	671 天智10	690 年代 ?
⑦元興寺丈六 釈迦仏光背銘	609 推古17	604 推古13	605 推古13	609 推古17	605 推古13	
⑧天皇記・ 国記			620 推古28	620 推古28		
⑨法隆寺天寿 国繡帳銘	622 ? 推古30		622 推古30	622 推古30		690 年代 ?
⑩法隆寺釈迦 仏光背銘	623 推古31	623 推古31	623 推古31	623 推古31	623 推古31	690 年代 ?
⑪法隆寺釈迦 三尊像光背銘	628 推古36	628 推古36	628 推古36	628 推古36	628推古36 一説688	628 推古36

この表から、「推古朝遺文」とされる資料の製作年代に揺れがあることが分かる。何故このような揺れが生じたのか。ここでは「天皇」の文字を含む「元興寺露盤銘」・「元興寺丈六釈迦仏光背銘」・「法隆寺金堂薬師仏光背銘」（以後、薬師仏光背銘とす）・「天寿国繡帳銘」について、その製作年代を見直していく。

「元興寺露盤銘」と「元興寺丈六釈迦仏光背銘」は、『元興寺縁起』に引用されたかたちで残っており、その実物を目にはできない。この露盤銘は、前半部の用語と文体が後半部のそれと全く異なっていることから、全体としての製作は推古朝より遙かにくだった奈良朝（710-784）以降であるとされ、「元興寺丈六釈迦仏光背銘」は、その用語や文体から露盤銘の後半のみならず前半も作られた後に、それを参照して書かれたと論じられている⁸⁾。

つまり露盤銘が今のかたちを取ったのは奈良朝に入ってからのものであり、丈六釈迦光背銘が製作されたのは養老以前、恐らく文武朝頃であると推定されている。以上から、元興寺関連の遺文を推古朝の作と見ることはできない。

「薬師仏光背銘」は、亡くなった用明天皇の遺志を尊重し、607年に製作されたものとされてきた。しかし、銘文の最後に「歳次丁卯年仕奉」とあるのみで、彫り込まれた年月日が確かでないこと、「池邊大宮治天下天皇」・「小治田大宮治天下大王天皇」との鄭重な呼称は後の時代の呼称として相応しいこと、「聖王」との称号は太子薨去後、世人が呼んだ尊称であること、銘文中の「天皇大御身勞賜時誓願賜」が野中寺弥勒像台座銘の「天皇大御身勞坐之時誓願之」と酷似していること、薬師像が天武朝に至って初めてあらわれたことなどから、福山氏はこの銘文を、推古朝ではなく天武朝（673-686）またはそれ以降に位置付けるべきとしている⁹⁾。

「天寿国繡帳銘」は、全文が天平十九年（728）以後成立とされる『上宮聖徳法王帝説』にのみ見えること¹⁰⁾、母王や太子の忌日を記しながら繡帳の製作年月を記さないこと、銘文に見える崩日は辛巳年十二月廿一日癸酉であるが、当時の元嘉

1) 神野志隆光「文字と言葉・「日本語」として書くこと」『万葉集研究』21（塙書房、1997年）を参照し、検討の対象となる資料名を書き出したものである、p.75。

2) 西宮一民『日本上代の文章と表記』（風間書房、1970年）、p.26。

3) 大谷大学編『日本金石図録』（二玄社、1972年）、p.54。

4) 奈良国立文化財研究所編『飛鳥・白鳳の在銘金堂仏』（同朋社、1979年）、p.121。

5) 「国語年表」『国語学大辞典』（東京堂出版、1980年）、p.951。

6) 斎藤忠『古代朝鮮・日本金石文資料集成』（吉川弘文館、1983年）、p.38。

7) 神野志前掲書でなされた資料の配置を基底に、神野志氏が再配置したもの、p.75。

8) 福山敏男「飛鳥寺の創立に関する研究」『史学雑誌』第45巻第十号（山川出版社、1934年）、p.1247。

9) 福山前掲書。

10) 渡辺茂「古代君主の呼称に関する二、三の試論」『史流』八号、1967年。

暦で同日は甲戌であり癸酉でないこと¹¹⁾などから、推古朝のものではなく、再建の始まった法隆寺に上宮王家ゆかりの品として安置するため、持統朝（690-697）に新しく銘文が付されたものか、あるいは新たに製作されたものと解されている。

以上から、「推古朝遺文」とされてきた、天皇号を含む金石文の製作年代が、7世紀後半またはそれ以降であると思われる。

前にも述べたように日本王の尊號は常に中国を意識したもので、当時の中国では日本王の称号をどのように認識していたのかを知る必要がある。

日本の天皇号が成立した7世紀後半に唐から日本に送られた国書が『善隣国宝記』¹²⁾に掲載されている。以下引用する。

天武天皇元年（672）郭務悰等来り、大津の館に安置す。客、書函を上る。題して曰く、『大唐皇帝敬みて倭王に問う書』と。又大唐皇帝、日本国使衛尉寺少卿大分等に勅せる書に曰く『皇帝敬みて書を日本国王に致す』と。¹³⁾

この国書から中国は日本の王に対して、5世紀と変わらず国王との称号を用いていたことが分かる。唐から日本に出された、もう一通の国書が玄宗（685-762）の宰相であった張九齡の文集『曲江集』に載っている。その文は「日本国王主明楽美御徳（スメラノミコト）」ではじまる。これは中国側がスメラノミコトを国王の名と認識していたことを示すが、これが天皇の和訓であることはご承知の通りである。この事実から、日本は中国に送る国書で天皇とは書かず、和訓を用いていたと思われ、その理由は天皇との尊号が皇帝と重複するため中国に対して使うことができなかったからだと判断される¹⁴⁾。

以上の考察から、日本は中国との冊封関係を通じて中華思想を学び、それを国内に導入し「国王」を中心とする国家秩序を樹立させようと努め、478年から606年までの中国との国交中断期を経て、中国に対して「天子」との称号を用いることで中国中心の世界から脱しようとしていたことが分かる。さらに669年から701年までの30余年の国

11) 東野治之「天皇号の成立年代について」『正倉院文書と木簡の研究』（塙書房、1997年）、p.140。

12) 日本と韓国・中国との交通関係を記した、日本最初の外国書。1470年成る。

13) 天智天皇十年『大唐皇帝敬みて日本国天皇に問う』との国書も記録されているが、当時はまだ日本との国号は使われていなかったことから、本来のものは「倭王」と書かれていたと思われ、後に日本国天皇を書き換えられたものと判断される。堀敏一『東アジアの中の古代日本』（研文出版、1998年）、p.220。

14) 西嶋定生『日本歴史の国際環境』（東京大学出版社、1985年）、p.179。

交中断期において日本は「大宝律令」を完成させ国号を倭から日本へと改めた。この時期はちょうど天皇号が使用されたとされる持統朝と重なり、日本は中国の中華思想から独立した国であるとの自国認識を持ったものと思われるが、それは日本国内でのことであり、中国への国書に「天皇」という言葉を使えず、スメラミコトという天皇の和訓を用いていたことから、中国にとって日本は相変わらず下位の国であったと判断される。それは700年に出された「東は高麗国に至るまで、南は真臘国に至るまで、西は波斯・吐蕃及び堅昆都督府に至るまで、北は契丹・突厥・靺鞨に至るまで、並びに入蕃となし、以外を絶域となす」¹⁵⁾との勅に良く表れている。中国から見れば、日本は絶域に属し、中国秩序の外に存在する国に過ぎなかったのである。

それでは韓国の国王号の特徴を日本と同様金石文を通じて検討していく。

2 韓半島の国王号

ここでは、韓国の光背銘文の特徴を中国の例との比較を通じて論じていきたい。三国時代の造像銘はその数が限られており、高句麗の「永康七年銘 金銅光背」・「延嘉七年銘 金銅光背」・「景四年辛卯銘 金銅三尊仏立像」・「建興五年丙辰銘 金銅光背」、百済の「癸未銘 金銅三尊仏立像」・「甲寅銘 釈迦像光背」・「甲申銘 金銅釈迦像 光背」・「鄭智遠銘 金銅 三尊仏立像」、新羅の「癸酉銘 阿弥陀三尊四面石像」・「癸酉銘 三尊千仏碑像」・「戊寅銘 蓮花寺 四面石像」・「己丑銘 阿弥陀仏石像」・「断石山 神仙寺 造像銘記」が全てである。

これらの銘文には幾つかの決まり文句があるが、その性格を知るためには、これら銘文が中国の影響を蒙っていることから、中国の例との比較検討が要される。

以下、両者の比較を通じて、韓国造像銘の文字の性質を検討していきたい。

韓国の造像銘にみえる決まり文句は、「生生（世世）見仏聞法」（高句麗 景四年辛卯銘 金銅三尊仏立像）、（百済 甲寅銘 釈迦像 光背）・「生生世世直仏聞法」（高句麗 建興五年丙辰銘 金銅光背）・「国王大臣及七世父母」（新羅 癸酉銘 阿弥陀三尊四面石像）、（新羅 癸酉銘 三尊千仏碑像）、（新羅 己丑銘 阿弥陀仏石像 この銘は七世父母）である。これらの文字が見える造像銘¹⁶⁾を挙げると以下のようである。

15) 『唐会要』100 雑録。

16) 韓国の造像銘とその訳は『訳注韓国古代金石文』（駕洛国史蹟開発研究所、1997年）による

高句麗 景四年辛卯銘 金銅三尊仏立像

景四年在辛卯比丘道須

諸善知識那婁

賤奴阿王阿据五人

共造无量寿像一軀

願亡師父母生生心中常

值諸仏善知識等值

遇弥勒所願如是

願共生一处見仏聞法

【訳】

景四年、辛卯年に比丘道須と善知識である那婁・賤奴・阿王・阿据などの五人が一緒に无量寿像一軀を造る。亡った師と父母が生まれ変わっても常に心中で諸仏を思うように、善知識らが弥勒にあえるように願います。願いがこのようであるに、共に一处に生まれ、仏を見、法を聞けますように。

建興五年歳在丙辰

仏弟子清信女上部

□奄造釈迦文像□

願生生世世值仏聞

法一切衆生同此願

【訳】

建興五年の丙辰に仏弟子、清信女上部□奄が釈迦文像を造る。生まれ変わるたびに、仏に会え法を聞けますように。一切衆生がこの願いを一緒に出来ますように。

百濟 甲寅銘 釈迦像 光背

甲寅年三月廿六日弟子

王延孫奉為現在父母

敬造金銅釈迦像一軀

願父母乘此功德現

身安穩生生世世不經

三途遠離八難速生

浄土見仏聞法

【訳】

甲寅年三月二十六日に弟子、王延孫が現世の父母のために金銅釈迦像一軀を造る。この功德によって身安らかで、生まれ変わる世でも三途を経ず八難から逃れ、速やく浄土に

生まれ仏を見、法を聞けますように。

新羅 癸酉銘 阿弥陀三尊四面石像（一面）

□□癸酉年四月十五日

兮乃未首□□道□発願

敬□供為□弥次乃□□正乃未

全氏三□□等□五十人知識

共国王大臣

及七世父母含靈発願敬造寺知識名記

達率身次願

真武舍

□□舍願

【訳】

癸酉年四月十五日に兮乃が…発願し慎んで奉げるに、弥次乃□、□正、乃未、全氏、三□等の□五十人が知識と共に国王、大臣及び七世父母を含む靈のために発願し寺を造った。知識の名を記すと達率身次と真武大舎と□□大舎が願った。

新羅 癸酉銘 三尊千仏碑像（向右側面）

歳在癸酉年四月十五日香

徒釈迦及諸仏菩薩像造

石記□□是者為国王大

臣及七世父母法界衆生故敬

【訳】

癸酉年(673)四月十五日に香徒が釈迦及び諸仏菩薩像を造る。石に記すに□□是は国王大臣及び七世父母など法界全ての衆生のために造ったものである。

新羅 己丑銘 阿弥陀仏石像

己丑年二月十五日

此□七世父母及□□□

阿弥陀仏及諸仏菩薩像

□□

【訳】

己丑年（689）二月十五日に七世父母と□□□のために、阿弥陀仏と諸菩薩像を造る。

以上の銘文は国によって語句に特徴があるが、その数が限られているため、必も国家別に異なった特徴を有するとは断言できない。しかし、現存する資料に沿っていうと、

高句麗と百済の造像銘には「生生世世・直仏（見仏）聞法」とあり、新羅の造像銘には「国王大臣及七世父母」とある。

これらの語句は無論中国の造像銘から起因するものであるが、中国では高句麗や百済の例のように、「生生世世」が必ず「直仏聞法」と一セットになっているわけではなく、単独で用いられたり、または「七世父母」と一緒に用いられている。特に、中国の銘文と対照的なのは、新羅の「国王（国主の可能性もある）大臣七世父母」との語句である。

中国の場合「七世父母」は以下のような銘文¹⁷⁾と一緒に用いられている。

北魏

永平三年四月四日（510）：願七世父母□縁眷属現在師□亦共福□令一切衆生咸同斯慶

延昌元年十一月四日（512）：願七世父母師僧眷属見在

正光三年九月九日（522）：仰為皇□大□師僧父母兄弟姊妹一切衆生敬造弥勒

正光三年：上為皇帝下為七世父母所生父母

東魏

武定二年十二月四日（544）：上為皇帝陛下州郡令長師僧父母因縁眷属一切衆生

武定七年二月八日（549）：上為皇帝陛下七世父母現在眷属大小下至一切含生有識之類

武定七年四月八日（549）：上為皇帝陛下渤海大王延祚無窮三宝永隆累級□德□世父母 現存眷属

西魏

大統四年七月十五日（538）：上為国主百僚師徒所生法界之類咸同正覺

大統五年二月廿五日（539）：上為帝主永隆□王□長

大統十六年九二月一日（550）：為七世父母所生父母家口大小

北齊

河清二年（563）：為現師父母白王帝主及一切衆生

河清三年四月廿日（564）：上為三宝□□七世父母過往□師現在居眷門徒子孫世貴国内人民□□役□□□速至下及邊地蠢動蒙恩五道□沢有刑之類

17) 中国の造像銘は「金石萃編」「石刻史料新編」第一輯第一卷（法仁文化社、1987年）による。

天統元年九月八日 (565) : 皇家慶隆沢治邊地三途楚毒俱辞苦海六道四生咸蒙勝
福壹切 有形同成正覺

武平三年十二月十二日 (573) : 上為皇帝陛下見存眷属亡過父母

周

保定四年十二月十五か (564) : □為天竜八部下為人王帝主七世父母見在父過去
母合門 大小 (中略) 復為一切法界衆生生世世
侍仏聞法

天和三年四月八日 (568) : 為七世父母所生父母因縁眷属 等成正覺

隋

開皇七年正月十五日 (587) : 皇帝臣僚百官十世師僧父母見存眷属一切衆生

開皇十年八月八日 (590) : 上為皇帝陛下師僧父母見存眷属一切衆生

開皇十一年五月廿三日 (591) : 上為国王帝主師僧父母見存眷属

開皇十三年九月十二日 (593) : 上為皇帝陛下師僧父母居家眷属邊地衆生

唐

貞觀廿一年正月八日 (647) : 上為帝主師僧父母法界衆生

竜朔二年八月十五日 (662) : 上為皇帝下七世父母所生父母及法界蒼生見存眷族
歴劫師 僧敬造弥勒世尊一区

麟徳元年六月五日 (664) : 上為皇帝陛下 (中略) 同登正覺

麟徳元年六月 : 奉為皇帝皇后敬造 法界蒼生

麟徳元年九月廿日 : 上為皇帝下及有情七代先靈 (中略) 悠哉正覺

上元二年十二月八日 (675) : 奉為天皇天后太子諸王遠劫師僧七代父母

永隆二年九月十二日 (681) : 上為七代父母法界衆生

以上の銘文から分かるように、中国では「七世父母」は「国王」ではなく、「皇帝 (陛下) ・帝主」などと一セットになっている。中国の中華思想と新羅の小中華思想が垣間見られるところであり、新羅は中国の中華思想を模倣し、自らの小中華世界観を築きながらも、自国の王を皇帝と称することはなかったのである。他の決まり文句と異なり、それは当時の中国と新羅の政治的な関係において不都合なものだったからではないのか。このような中国中心の世界観は、次の造像銘にもよく表われている。

この弥陀像碑文は「元氏県承鄭万英撰文 顕慶三年四月八日」から、唐高宗三年 (658) の製作と思われる。

信法寺弥陀象碑

（中略）大唐均□造物神功遐暢德沢共二儀潜運冥化与七曜齐光播五礼以移風扇六楽而 成俗太宗文皇帝重光御極体睿凝図始自憂勤寧群飛於海外賜之仁寿拯塗地於寰中氈裘…

蠢爾三韓不供貢職肆梟鏡於君主施鳩毒於萌黎士□憂惶道路以目既軫納之憂爰奮赫斯之怒爾乃（中略）¹⁸⁾

【訳】

大唐均□物を造る。神妙で測れない功績は遠くゆきわたり、めぐみは天地と共にひそかにめぐりわたる。冥化と七曜が和して光る。五礼をもって風俗を変え世の中をよくする。黄帝以下六代の楽が盛んになり、立派な風俗を造り上げる。太宗文皇帝、御極体が重光し、謀をはじめめる。自ら安んじることを憂え勤め、海外に群がり飛び、世界中の夷狄を水火の苦しみから助ける。…礼儀がなく、三韓は貢を奉げない。君主の凶悪忘恩か極まり、庶民に害毒を施す（『金石統編』の注釈には「肆梟鏡於君主施鳩毒於萌黎」は「指高麗之弑主虐民也」とある）。士□は憂え恐れ、人々は皆恐れ憚って公然と非難する者は無いが、道路でお互いに目で不満の意を通ずる。

このように中国は自国の皇帝の徳によって、国外の夷的をも秩序付けようとしている。

中国を中心とした世界を成立させようとしており、高句麗のようにそれに叛くことは容認しがたいことであった。上の碑でも、高句麗を討伐する理由として、中国に朝貢してこないことと、高句麗内での反逆をあげている。

また、この碑文は、本註釈文の「碑為元氏県一百人等応募従征高麗事平還郷」とのように、高句麗を征するために集まった元氏県の百人が無事に還郷できることを願って建立されたものである。

その高句麗を征する理由としては「高麗蓋蘇文弑主虐民唐問罪（中略）遼東本中国之地隋氏四出師而不能得朕今東征为中国報子弟之讎高麗雪君父之恥」のように、高麗の蓋蘇文が王を殺し民を虐待したことの罪は唐が問うべきであること、何故なら遼東は本来中国の地であり隋が四度出兵したが得ることが出来なかった地であること、そのため太宗が東征するのは中国の子弟の讎をかえし高句麗の君父の恥をぬぐうことであることなどを挙げている。このように中国が高句麗を征する理由は、どこまでも中国の世界観の基準に沿ったものであった。

この戦闘については、『三国史記』「高句麗本紀」・『旧唐書』・『新唐書』などに詳しく掲載されている。この三書を概略してみると以下のようである。

18) 「金石統編」『石刻史料新編』第一輯 第四卷（法仁文化社、1987年）。

貞観十六年（642）、蓋蘇文という者が父の職を継ぎ罪を犯した。その罪とは王を弑殺し王の弟の子（宝蔵）を王位に立たせ、自ら国政を掌ったことである。また新羅に土地の返還を求め度々攻略した。新羅の要請（戦を止めさせるように太宗に申願する）に、玄奘を送り、高句麗に戦を止めるように言ったが蓋蘇文は断る。それを聞いた太宗（高宗）は蓋蘇文がその主を弑し、大臣を皆殺しにしたことは、出兵する良い名分になるので647年、高麗を討伐することにする。

この戦で高句麗が減びることはなかったが、この後の幾度かの再攻略により668年、高句麗は新羅と唐の連合軍によって滅びてしまう。寰中の氍裘（世界中の夷狄）を統治すべき皇帝を名乗る中国の唐高宗にとって、高句麗のように貢職を奉げず、唐に服従しないことは容認し難いことであった。自らの世界観を守るためにも、この戦闘は必要だったのであり、それはこの碑文によくあらわれている。このように当時東アジアは中国を中心とした世界観によって秩序付けられており、高句麗の例が示すようにそれに叛くことは即中国との衝突を意味した。新羅の造像銘が中国のそれを模倣しながらも、「皇帝」との文字を避けた理由はそこにあると思われる。

以上の中国造像銘との比較から、三国の造像銘に見える「生生世世 直仏（見仏）聞法」・「国王大臣及七世父母」などの吉祥句は中国のそれを模倣したものであること、中でも「生生世世 直仏（見仏）聞法」・「七世父母」などの仏教用語はそのまま用いられているが、「国王」は元来「皇帝・帝主」であったことが分かる。つまり「皇帝・帝主」などの中華思想と関連する文字はそのまま用いられず、「国王（主）」のように変容したかたちで用いられた。それは中国との衝突を避けるための方策であったと思われる。

3 おわりに

以上、韓国・日本・中国の造像銘を見てきた。そこには各、「国王」「天皇」「皇帝」との文字が見え、一見これらはお互い異なる王の尊号のように見えるが、皆当時の中国中心の世界秩序の中で、各国の主体性を模索しそれを王の尊号を通じて表出したものである。日本の場合、中国とは海を隔てているという地理的特徴から中国の中華思想を取り入れながらも一定の距離を置き、「天皇」との称号を用いた。

しかし、上でも述べたように「皇」との文字は中国の「皇帝」と重なり、中国側で

は容認しがたい称号であることを日本側も承知していたため、中国への上表文では「主明楽美御徳（スメラノミコト）」という天皇の和訓を用い、国内では天皇を中心とする小中華思想を実践しながらも、対外的にはうまく中国との衝突をさけていた。

韓半島の場合、新羅は「国王」との表記を用い、中国の「皇帝陛下七世父母」との吉祥句を模倣しながらも「皇帝」は「国王」へと変え「国王大臣及七世父母」を用いた。これは韓半島は日本と違い、中国との密接な関係により国家の存亡が決定したためである。特に、上記の造像銘が作られた673・689年は文武王の時代であり、彼は648年父である金春秋（武烈王）と一緒に654年まで唐に滞在した。

654年に武烈王が王位に付いた後には国内体制を中国化させ、この関係を背景とし百済・高句麗との紛争を有利に展開させた。そして最終的に661年に王位に付いた文武王の時代には、三国を統一させるに至る。

その後文武王は670年に唐に対する高句麗遺民の反乱を援助し、唐と距離を置こうと試みるが、その結果唐は674年文武王の官爵を奪うこととなる。そのため675年文武王が遣使入貢して謝罪し、再び冊封関係が樹立するのである。冊封関係は中国の力を借りて周囲の国より優位な位置に立てるという利点があるが、一方国内秩序が唐によって規制されるという面もあり、692年には武烈王の廟号が唐の太宗文皇帝と同じだという理由で、改称させられるのである。

このような中国との緊密な外交関係から、新羅は「皇帝」号を避けたものと判断される。

【参考文献】

【日本書】

- ・ 大谷大学編『日本金石図録』（二玄社、1972年）、p.54。
- ・ 神野志隆光「文字と言葉・「日本語」として書くこと」『万葉集研究』21（塙書房、1997年）、p.75。
- ・ 斎藤忠『古代朝鮮・日本金石文資料集成』（吉川弘文館、1983年）、p.38。
- ・ 西嶋定生『日本歴史の国際環境』（東京大学出版社、1985年）、p.179。
- ・ 西宮一民『日本上代の文章と表記』（風間書房、1970年）、p.26。
- ・ 堀敏一『東アジアの中の古代日本』（研文出版、1998年）、p.220。

【中国書】

- ・ 「金石統編」『石刻史料新編』第一輯 第四卷（法仁文化社、1987年）。
- ・ 『唐会要』100 雜録。

要 旨

本論文は、韓半島・中国・日本の国王の尊号を比較検討したものである。各自、「国王」・「皇帝」・「天皇」との称号を用い、一見お互い無関係のように見えるが、韓半島(新羅)も日本も王が中心となる律令国家の整備期に至って、王の尊号を用いるようになったのであり、それは中国の中華思想を各国に取り入れ、各々の小中華世界像を確立させた結果であった。新羅と日本が、同じく中国の影響を受けながらも、王の尊号に違いを見せるのは、当時の中国との密接度の違いから来るものである。

日本の場合、中国とは海を隔てているという地理的特徴から中国の中華思想を取り入れながらも一定の距離を置くことができ、「天皇」との称号を用いられた。しかし、「皇」との文字は中国の「皇帝」と重なり、中国側では容認しがたい称号であったため、中国への上表文では「主明楽美御徳(スメラノミコト)」という天皇の和訓を用いていたと思われ、中国との衝突をさけていた。

韓半島の場合、日本と違い中国と密接な関係を保ち、特に新羅は唐の力を借りて三国を統一させたのである。さらに「国王」との文字が見える造像銘が作られた673・689年は文武王の時代であり、彼は唐に滞在しその文物を学んだ金秋春(武烈王)の息子である。三国を統一させた文武王は一時唐と距離を置こうとするが、それを理由に唐が674年文武王の官爵を奪おうとしたため、675年文武王は遣使入貢して謝罪し、再び冊封関係を樹立させた。冊封関係は中国の力を借りて周囲の国より優位に立てるという利点もあるが、一方国内秩序が唐によって規制されるという面もあり、それは692年には武烈王の廟号が唐の太宗文皇帝と同じだという理由で、改称させられるという一例によく示し出されている。

このように、新羅と日本は中国とのあつれきをうまく避けながら、各国の王の尊号を通じて、各自の小中華思想を表出させていたのである。

キーワード：小中華思想、冊封関係、国王、皇帝、天皇、造像銘

투 고 : 2007. 2. 28

1차 심사 : 2007. 3. 10

2차 심사 : 2007. 3. 31

住 所 : (305-749) 대전 유성구 반석동 반석마을아파트 705-1101

電 話 : 042-823-5308

e-mail : shirijung@hanmail.net